

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

〔令和5年4月28日〕  
閣議決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（令和2年1月30日閣議決定）を廃止する。

附 則

この閣議決定は、令和5年5月8日から施行する。